

## 有料老人ホームの判断基準について

### 有料老人ホームとは、

- (1)【入居サービス】老人を「入居」させ、
- (2)【介護等サービス】「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」（介護等）のいずれかのサービスを提供する「事業」を行う施設  
(老人福祉法第29条第1項)

※同法の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取扱う。

### 1 入居対象について

入居対象を老人としている。

- 老人以外も当然に入居できる施設は有料老人ホームには当たらないが、下記の場合は、有料老人ホームとして取扱う。
  - ①入居要件では老人以外も入居できるとしていても、意図的に老人を集めて入居させている場合
  - ②共同住宅や寄宿舎等、老人とそれ以外の者が混在しているものであっても施設の一部については、老人のみを入居対象としている場合。老人を対象としている部分については、有料老人ホームとして取扱う。
- 分譲型で、入居者自身が所有者であるものは除く。
- 短期間の宿泊など、利用者の生活の拠点となっているとはいえない形態のものは除く。

### 2 入居対象の「老人」の考え方について

老人福祉法上の明確な定義がないため、概ね「60歳以上の者」又は「介護保険法に基づく要介護認定若しくは要支援認定を受けている者」を基本とする。

### 3 サービスの態様について

入居に付随するサービスであること。

- 入居サービス提供者が、介護等サービスを一体的に提供していることが認められること
- 入居サービス提供者が、外部の事業者へ委託して介護等サービスを提供する場合を含む。
- 介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、実質的にサービスの提供を行なっている者を含む（すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解します）。
- 入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者が、もう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる場合を含む。

### 4 除外となる施設について

- 老人福祉施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合（いわゆる、お泊まりデイサービス）として届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているもの